

[事案 2021-328] 契約無効請求

・令和4年10月3日 裁定終了

<事案の概要>

募集人に不適切な行為があったことを理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和元年12月に契約し、令和2年12月に契約見直しを行った後、令和3年8月に解約した組立型保険について、以下の理由により、契約を無効として、既払込保険料から受領済の給付金および解約返戻金を差し引いた金額を支払ってほしい。

- (1)募集人から、パンフレットの提示や契約内容の説明が全くないまま、タブレット上の署名を求められた。また、その署名以外は、告知も含めて募集人が操作を行った。
- (2)募集人は、自分に先天性の股関節障害があることを知っていながら、本契約を勧誘し、障害については告知しないよう指示した。
- (3)契約見直しの際、募集人は、2年半経過後、診察する病院を変えて治療すれば保険金の請求ができ、手術して人工股関節を入れることも可能と説明した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は契約に際し、パンフレットや設計書を使用して契約内容を説明した。また、申込時のタブレット画面にも契約内容が表示されており、十分な説明がなされている。
- (2)契約申込、契約見直しのいずれの手続においても、募集人は申立人に確認しながらタブレットに必要事項を入力し、最後に申立人もその内容を確認したうえで署名している。
- (3)募集人は告知当時、申立人の障害の事実を知らなかったことから、告知妨害はしていない。
万が一、告知妨害の事実が存在したとしても、本契約を取り消す理由にはならない。また、病院を変えれば給付金が支払われると説明したことはない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人に不適切な行為があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。